

京都市内

また浮気!?

妻・A子

ム

もう愛想が
尽きたわ!

実家に帰る!!

離婚や!

養育費と慰謝料
ちゃんと払って
もらうからな!!

ガチャ!!

ちよつマジで...

夫・B太

南部地域に裁判所新設を!

後日
木津川市の実家

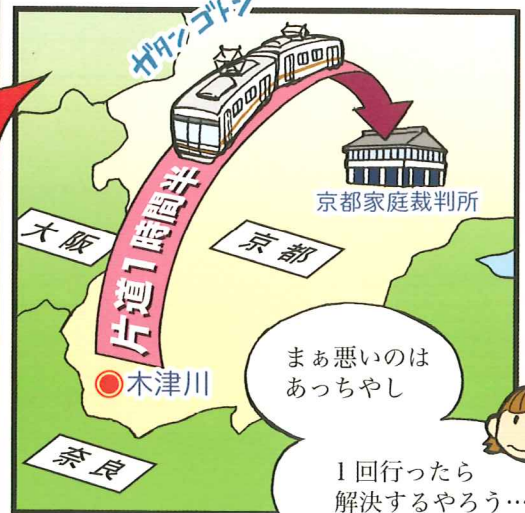


しかも平日の
13時15分って!

子どもは友人に
預かってもらう
しかないか...

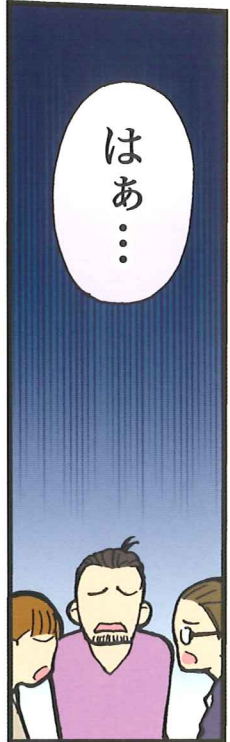
事件番号 平成23年
夫婦関係調整
申立人 B太
相手方 A子

調停期日通知書



きっとある あなたを支える 法と智恵

京都弁護士会



南部地域には、 地方裁判所支部も家庭裁判所支部もありません

地方裁判所(地裁)と家庭裁判所(家裁)は、全国の各都道府県庁所在地と函館・旭川・釧路に合計50か所設けられています。そして、このほかの都市にも、明治時代以降の伝統や人口の規模、交通の便などが考慮され、地裁と家裁の支部が全国で203か所設けられています。

地裁は、原則として訴訟(民事・刑事)の第一審を取り扱う裁判所です。

また、家裁は、とくに家庭の問題に関係する事件を取り扱う裁判所です。

つまり、両方とも、通常は事件の当事者が最初に関わり、多くの事件がそこで解決されるという、市民にとってとても重要な裁判所なのです。

ところが、京都府南部地域には、地家裁支部が設置されていないため、A子さんのようなことになってしまうのです。

裁判を受ける権利がないがしろにされていませんか？

■裁判を受ける権利

日本国憲法32条は、「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪われない。」と定め、国民一人一人に、裁判所において裁判を受ける権利を、基本的人権として保障しています。

「貸したお金を返してほしい」「意見の食い違いで遺産分割や離婚の話がまとまらない」といった社会生活の様々な問題を、裁判所の手続きや制度を利用して解決することは、国民の権利なのです。

でも、ひょっとして「お世話になることなんかめったにないから別に裁判所なんかなくてもいい」、とっていませんか？

しかし、警察署や消防署についてもそのように思われる人はほとんどいないでしょう。今後の社会では、いつどのような場面で裁判や裁判所での手続きが必要になるかわかりません。そうなったときに困らなくてよいようにしておくことは、その地域の住民の皆さんにとって、大変重要なことなのです。

■裁判所の適正配置は国の責務

国民の裁判を受ける権利は、国民一人一人がどこに住んでいようが、その居住地域の違いによって著しい不平等が生じるようなものであってはなりません。裁判所が遠くて行くのが難しい、ということでは、憲法で保障されているはずの「裁判を受ける権利」は意味がないものになってしまいます。

だからこそ、裁判所をどこに置くか、ということは、とても重要なことなのです。

国は、常に目を配って、裁判所の適正配置に努める義務があります。

ところが、地裁や家裁の本庁をどこに設置するかについては、法律で決めるのに対し、地裁や家裁の支部については、最高裁判所の規則で決めることになっています。

つまり、今の仕組みでは、本庁の配置は国民自身が決められるのに、どこに支部を設置するかは、最高裁が自分で判断するので、国民が直接関与することはできない、ということになるのです。

いまの京都府の地家裁支部はどこにある？

現在、京都府には、京都地裁(京都市中京区)・京都家裁(京都市左京区)のほか、京都地家裁宮津支部、京都地家裁舞鶴支部、京都地家裁福知山支部、京都地家裁園部支部、の4つの支部が設けられています。

現状、支部は全て京都府北部(京都市より北)に配置され、京都府南部には支部はありません。つまり、現在、京都府南部地域を管轄する裁判所は、京都地裁の本庁だけだということになります。それぞれの支部が受け持つ管内の面積や人口は次のとおりとなっています。

京都市以南の地域のうち、京都市内へのアクセスが比較的良好な乙訓地域や宇治市・八幡市・城陽市などを仮に除いても、木津川市・京田辺市・井手町・宇治田原町・精華町・和束町・笠置町・南山城村の2市6町村の人口の合計は20万人を超えており(2010年度国勢調査結果)、北部のいずれの支部の管内人口をも上回っていることがわかります。



京都府南部地域はどんなところ?

京都府南部地域の人口は約57万人で、京都府全体の人口の約21パーセントにあたります。また、人口減少率が大きい地域(笠置町、和束町、南山城村)があるものの、より人口増加率が大きい地域(京田辺市、木津川市、精華町)もあるため、京都府南部地域全体で見れば、現在も人口は増加傾向にあります。

また、京都府南部地域の経済規模は、京都府の統計(平成20年度市町村民経済計算)によれば、地域内総生産(その地域における経済活動によって得られた付加価値)が京都府全体の約18.2パーセントとなっていて、京都市域と比較すると約3分の1の規模となります。

また、京都府南部地域のうち、山城中部地域(宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町)では製造業、相楽地域(木津川市、笠置町、和束町、南山城村)では農林水産業、鉱業の構成比が比較的高く、サービス業などの第3次産業の構成比が高い京都市域とは産業構造にかなり違いがあります。

このように、京都府南部地域は人口も経済規模も大きく、さらに、産業の構造も京都市域とは違いがあるため、より地域の実情に即した司法サービスが必要だといえます。

■各市町村の人口(国勢調査の結果)

	平成22年	平成17年	増減数	増減率	平成12年 (平成17年比増減率)
宇治市	189,609	189,591	18	0.0	189,112(0.3)
城陽市	80,051	81,636	-1,585	-1.9	84,346(-3.2)
八幡市	74,246	74,252	-6	-0.0	73,682(0.8)
京田辺市	67,904	64,008	3,896	6.1	59,577(7.4)
木津川市	69,768	63,649	6,119	9.6	58,809(8.2)
久御山町	15,916	16,610	-694	-4.2	17,080(-2.8)
井手町	8,454	8,951	-497	-5.6	9,102(-1.7)
宇治田原町	9,715	10,060	-345	-3.4	9,840(2.2)
笠置町	1,626	1,876	-250	-13.3	2,056(-8.8)
和束町	4,483	4,998	-515	-10.3	5,457(-8.4)
精華町	35,633	34,236	1,397	4.1	26,357(29.9)
南山城村	3,078	3,466	-388	-11.2	3,784(-8.4)

京都府南部地域に裁判所は必要？

2009年に宇治簡易裁判所で新たに受理された事件の数は1757件、木津簡易裁判所では1386件でした。

この件数は、すでに地方裁判所の支部が設けられている場所にある簡易裁判所のどこと比較しても、格段に多くなっています(園部〔347件〕、宮津〔421件〕、舞鶴〔740件〕、福知山〔1067件〕)。これは、管内の人口の違いにもよるとは思われますが、これだけでも、現在、京都地家裁の本庁に申し立てられている事件数のうち、京都府南部地域の住民によるものは相当数になると推測されます。

ところが、この新規受理件数(2009年)を管内の人口1人あたりに換算すると、木津簡裁管内では198人に1人、宇治簡裁管内では165人に1人の割合で提訴や申立をしている計算になり、既存の各支部に併設された簡易裁判所(福知山:110人に1人、舞鶴:119人に1人、宮津:113人に1人、園部:133人に1人)と比べると少ないことがわかります。

この比較から、京都府南部地域は特に事件数が少ないとはいえないのに、訴訟や申立に至っていない、つまり、裁判所がちゃんと利用されていない可能性がある、といえるのではないのでしょうか。

ここ数年、南部地域には、弁護士が常駐する法律事務所が相次いで開設され、地域住民の皆さんの司法へのアクセスは徐々に改善されつつあります。とはいえ、弁護士が事件を持ち込む先となる裁判所支部が地域内に設置されないことには、住民の「裁判を受ける権利」がきちんと保障されているとはいえません。

■京都府下の2009年簡易裁判所の民事・行政事件事件数(司法統計より)

	受理			既済	未済
	旧受	新受			
京 都 簡易裁判所	14,406	1,619	12,787	12,219	2,187
伏 見 〃	2,923	301	2,622	2,462	461
右 京 〃	2,530	261	2,269	2,228	302
向日町 〃	1,164	96	1,068	999	165
木 津 〃	1,511	125	1,386	1,301	210
宇 治 〃	1,978	221	1,757	1,706	272
園 部 〃	380	33	347	340	40
亀 岡 〃	646	58	588	566	80
宮 津 〃	453	32	421	411	42
京丹後 〃	606	27	579	510	96
舞 鶴 〃	841	101	740	748	93
福知山 〃	1,203	136	1,067	1,065	138
簡易裁判所(管内総数)	28,641	3,010	25,631	24,555	4,086

支部新設の実例＝横浜地裁相模原支部

実際に、弁護士や住民の働きかけによって新しく地家裁支部が設けられた実例があります。

横浜地家裁相模原支部は、1994年4月に開設された地家裁支部です。神奈川県相模原市は高度経済成長期に東京・横浜のベッドタウンとして人口が急増した地域ですが、かつては簡易裁判所(家裁出張所を兼ねる)があるだけでした。

そのような中、相模原市に住む弁護士を中心に、自治体や地方議会、地元の諸団体と連携をとって粘り強く地家裁支部新設の必要性を訴え、相模原市など地元自治体も合同で1976年に「裁判所相模原支部設置推進協議会」を設置し、地元からの運動を根気よく続けていきました。

そのような地道な活動が10年以上の時を経て、1990年4月に行われた大規模な地家裁支部の統廃合の中、北海道苫小牧市とともに、全国でたった2か所だけの支部新設場所に選ばれる、という成果に結びついたのでした。

確かに、支部をどこに設置するのかは、最高裁判所だけが決められることですが、相模原に支部が新設されることになったのは、地元から「裁判所をここに設置して欲しい」という、無視できないほどの強い要望があったからだといえます。相模原市も、将来の街づくりのポイントとして支部新設を重要視し、地元自治体の首長が連名で支部新設の要望書を裁判所に提出したり、相模原市長が最高裁判所に直接直訴えかけたり、用地確保に協力するなど、支部の誘致に熱心に活動しました。また、地元の商工会議所からも最高裁判所長官宛てに要望書が提出されました。

このようないきさつから、弁護士会だけでなく、地元の人びと自身も支部新設を熱望し、最高裁判所に強くアピールし続けることが、支部新設を実現するためにどうしても必要なことだということがおわかり頂けると思います。



私たちは、京都府南部地域に地家裁支部を新設することが、是非とも必要だと考えます

「裁判所を設置することは、国民の権利を保障することであって、生活の安全を守る警察署や消防署を設置することと同じ」だということはおわかりいただけだと思います。

しかし、警察署や消防署は国民や住民の意思によって設置することができるのに、裁判所の支部は住民の意思だけでは設置できないのです。

また、「街に裁判所ができる」ことは、その地域の文化意識や、問題解決の力の向上にもつながると考えます。警察署や交番のない地域の住民の生活への安心感はどうなるのか、想像してみてください。それと同じことが裁判所についてもいえるのです。それに、「全く別の場所の裁判所が、ではなく、その地域の裁判所が、その地域の法律問題を解決する」、ということの方が、裁判を受ける住民にとって望ましいのではないのでしょうか。

裁判所の適正配置は全国的に進めなければなりません。京都弁護士会では、京都府南部地域に地家裁支部を是非とも新設させたいと考え、地元自治体、住民の方々との連携・協力を努めて参ります。私たち京都弁護士会だけでなく、京都府南部地域の自治体・経済界・住民の皆さんが力を合わせて、地家裁支部の新設運動に取り組み、実現していこうではありませんか。

京都弁護士会のこれまでの取り組み

京都弁護士会は、2008年11月に、会長を本部長とする「南部地域における地家裁支部設置推進本部」を設置しました。この本部を活動の中心として、京都府南部地域の地家裁支部の設置に向けて、以下のような活動を行っています。

- シンポジウム「遠すぎて、駆け込めません。」(2008.3.15キャンパスプラザ京都)
「創ろう!南部に!裁判所を!」(2009.9.26けいはんなホール)
- 横浜弁護士会相模原支部への訪問調査(2009.6)
- 「首都圏弁護士会支部サミット」への参加
- 地元行政機関等との協議会実施
- 京都府南部地域選出の国会議員、京都府議会議員との意見交換



きつとある あなたを支える 法と智慧



京都弁護士会

〒604-0971 京都市中京区富小路通丸太町下ル

TEL.075-231-2378

詳しくはホームページをご覧ください

京都弁護士会

検索

